［６　略］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.080）×0.843 ［略］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.010）×31.9 （A／B－1.010）が負数のときは、0とする。 ［略］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.010）×0.270 ［略］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.079）×0.939 ［略］

［２　略］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補

［６　同上］

（数値急増補正）

第十五条　法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	数値急増補正の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.046）×0.847 ［同左］
市町村	一　人口急増補正	地域振興費	人口	算式 （A／B－1.008）×31.7 （A／B－1.008）が負数のときは、0とする。 ［同左］
	二　六十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式 （A／B－1.007）×0.274 ［同左］
	三　七十五歳以上人口急増補正Ⅰ	高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	算式 （A／B－1.044）×0.942 ［同左］

［２　同上］

（数値急減補正）

第十六条　法第十三条第十項の規定により測定単位の数値が急激に減少した地方団体に係る補正（以下「数値急減補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急減補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急減補